

第1回(2022.2.9) STCW条約基本訓練(内航船向け)に関する説明会での質疑応答(Q&A)

注) 制度運用の見直しの検討を行っているものもあるため、回答内容については、更新等する場合がございますので、あらかじめご了承ください。
更新したQ&Aについては、基本訓練のウェブページに掲載します。

通し番号	区分	大分類	小分類	質問内容	回答
1	1-1	総論	基本訓練根拠	この訓練に関するSTCW条約を国内用書き換えた法律またはそれに類する規定はあるのか。もしくは国交省の告示等で船員法に補則されているのか。	STCW条約に基づく基本訓練は、STCW条約及び船員法第81条の規定に基づく船員労働安全衛生規則第11条第1項の「安全衛生に関する教育訓練」に基づく訓練として実施されており、実施に関する細目については、国土交通省の通達「STCW条約第6章第1規則を担保するための船員労働安全衛生規則第11条第1項に基づく教育及び訓練の実施について(令和2年4月13日付け国海員第14号)」において定めています。
2	1-2	総論	訓練実施義務	5年毎に能力維持証明が必要ですが、配乗中に5年期限を過ぎた場合など、休暇中に受講させれば問題ないか。	「技能証明書(能力維持証明)」は、船舶に乗り組む際に必要となることから、船員が乗船中に「技能証明書」の有効期限が経過することが見込まれる場合には、当該船員に当該乗船前に生存訓練及び消火訓練を修了させ「技能証明書」を発給する必要があります。計画的な受講に努めて頂きますようお願いいたします。 なお、基本訓練は船舶所有者に対し、船員に受けさせることを義務付けられているものですので、基本訓練の受講時間は、労働時間となります。また、受講料についても船員に負担させることはできませんので、ご注意下さい。
3	1-2	総論	訓練実施義務	訓練を受けずに乗船した場合違法になるのか。	訓練を実施していない場合には、STCW条約及び船員法第81条、船員労働安全衛生規則第11条の違反となります。
4	1-2	総論	訓練実施義務	中途採用の乗組員がすでに運用開始時の発給期限を過ぎていた場合には、乗船させられないか。緊急時の採用では、受講させるまで船を止めなければならなくなると思う。	発給期限を過ぎていた船員を船舶に乗り組ませる場合には、乗り組ませる前までに、当該船員に必要な訓練を修了させ、「基本訓練修了証」及び「技能証明書」を発給する必要があります。緊急時の採用といったケースもあるかと思いますが、緊急で乗り組ませなければならぬため、訓練を受講させようとしたが受講できる機会がない場合等、やむを得ない事情がある場合には、最寄りの地方運輸局までご相談ください。
5	2-1	基本訓練対象者	対象船舶	将来的に平水船に乗り組む船員にも範囲拡大されることはあるのか。	現状においては、まずは、今般の近海区域及び沿海区域(限定沿海区域を除く)を航行区域とする船舶に乗り組む船員に対する基本訓練の適切な実施が図られるよう進めていくこととしており、平水船や限定沿海船の取扱いについては、その状況も踏まえながら、今後検討して参りたいと考えています。
6	2-1	基本訓練対象者	対象船舶	限定沿海、平水区域について、以前は「一定期間経過後に近海、沿海船の状況を踏まえ検討を行う」となっていたが、今回の改正では、限定沿海、平水区域を航行区域とする船舶は対象外という理解でよいか。	ご理解のとおりです。
7	2-1	基本訓練対象者	対象船舶	限定沿海区域とは2時間限定沿海区域を意味すると考えてよいか。	ご理解のとおりです。

通し番号	区分	大分類	小分類	質問内容	回答
8	2-1	基本訓練対象者	対象船舶	平水区域、限定沿海は除外となるとなっているが瀬戸内限定はどのようになるのか。	いわゆる瀬戸内限定は、船舶安全法上、限定沿海区域の扱いとなるため、「限定沿海区域」に該当します。
9	2-1	基本訓練対象者	対象船舶	限定近海船は近海区域を航行区域とする船舶に該当するということでしょうか。	ご理解のとおり、限定近海区域を航行区域とする船舶は「近海区域を航行区域とする船舶」に含まれます。
10	2-1	基本訓練対象者	対象船舶	限定近海区域の貨物船は、近海区域を航行区域とする船舶と沿海区域を航行区域とする船舶のどちらに該当するのか。	
11	2-2	基本訓練対象者	対象船員	基本訓練の対象となる内航船の乗組員の条件ですが、「3つの条件全て揃った人が対象なのか、1つだけでも該当すれば義務があるのか。	対象となる船舶に乗り組む船員が、「海技免状を受有する船員」「航海当直部員の認定を受けている船員」「危険物等取扱責任者の認定を受けている船員」のいずれか一つに該当すれば対象となります。ただし、その船員が、非常時も含め運航において安全又は汚染防止任務に携わることが全くないのであれば、基本訓練の実施は不要です。
12	2-2	基本訓練対象者	対象船員	基本訓練の対象となる内航船に乗り込む船員の具体的な範囲について、海技免状を有しておらず、航海当直も行わず、危険物取扱責任者の認定を受けていない事務部船員は訓練対象外との理解でよいのか。	ご質問のケースについては、航海当直を行わない船員とのことです。当該船員が航海当直部員の認定を受けていないことが前提ですが、ご理解のとおりです。
13	2-2	基本訓練対象者	対象船員	限定近海の司厨員は、受講及び証書の発行は必要ないと理解しています。火気をいちばん扱いますし、サブイバルに関して改正主旨と合わないような気がしますが。	STCW条約においては、基本訓練の対象となる船員について、「運航において安全又は汚染防止任務に携わるすべての船員」とされており、司厨員や事務員については、非常時も含めこれらの任務に携わらない場合であれば、基本訓練の実施は不要です(なお、任意に受講することを妨げるものではありません。)
14	2-2	基本訓練対象者	対象船員	司厨長はSTCW訓練の対象者となるか。	上記回答と同様になります。
15	2-2	基本訓練対象者	対象船員	最低定員以外の乗組員、例えば新規雇用の未経験者が乗船する場合は、航海当直部員の資格を有するまでは基本訓練の受講は必要ないのか。	「海技免状を受有する船員」「航海当直部員の認定を受けている船員」「危険物等取扱責任者の認定を受けている船員」に該当しない船員であれば、基本訓練の修了は必要ありません。このため、これらの要件に該当しない船員については、基本訓練の修了は不要です。 なお、上記のいずれかに該当する船員として船舶に乗り組むことになった場合には、その前までに、基本訓練を修了し、「基本訓練修了証」及び「技能証明書」を発給をしている必要があります。
16	2-2	基本訓練対象者	対象船員	当直部員の認定を受けているが、海員名簿の雇入で当直部員の届出をしていない乗組員がいる場合は基本訓練の対象になるのか。	航海当直部員の認定を受けている船員であれば、当直部員の職務で届出をしているか否かにかかわらず、STCW条約が基本訓練の対象としている「運航において安全又は汚染防止任務に携わるすべての船員」に該当するのであれば基本訓練の対象となります。
17	2-2	基本訓練対象者	対象船員	司厨長が調理のためだけに乗船している場合、当直部員ではない場合は対象外か。また、司厨長で、航海士や機関士の海技免許を持っている方は、訓練対象になるのか。	上記問13の回答と同様になります。

通し番号	区分	大分類	小分類	質問内容	回答
18	3-1	訓練の実施	訓練の実施	応急訓練及び安全社会訓練は、海技免状を持たない船員のみに対して行う講習と理解してよいか。	海技免状を受有する者については、当該海技免状を「基本訓練修了証」とみなす(=応急訓練及び安全社会訓練を修了しているものとみなす)ことができるため、応急訓練及び安全社会訓練を改めて実施することは不要です。 なお、「みなすことができる」ものですので、海技免状を受有する者に対し応急訓練及び安全社会訓練を任意に実施することを妨げるものではありません。
19	3-1	訓練の実施	訓練の実施	弊社の三級航海・機関を有する者に講師資格を取得させ、他の乗組員へ講習を行う場合、生存訓練・消火訓練の実地訓練が必要となるため、現実的には外部での訓練が必要になると考える。	生存訓練及び消火訓練を自社(船舶所有者)において実施することも可能ですが、各訓練の実施に当たり、基準を満たしている否かについて、事前に国土交通省の確認を受けて頂く必要があります。また、確認を受けるためには、例えば、プール、イマーシヨンスーツ等や消火訓練の実施場所、消火器等を備えるとともに、講師について、海技教育機構(JMETS)が実施する講師研修を受けて頂くなど、基準を満たして頂く必要があります。これらの点を踏まえた上で、自社で実施するか、外部の実地訓練機関の訓練を受講するかについては、各社において諸条件を踏まえ、ご判断頂ければと思います。
20	3-1	訓練の実施	訓練の実施	自社での基本訓練が実施可能とのことだがその場合の費用の設定は可能か。	基本訓練は、船員労働安全衛生規則第11条の規定に基づき船舶所有者が自らが雇用する船員に対し実施するものであるため、自社の船員への基本訓練については、その費用も船舶所有者が負担する必要があります。 なお、他社の船員に対して基本訓練を実施し、受講料金の徴収の有無に関わらず、実地訓練を(生存訓練及び消火訓練)を実施する場合には、実地訓練機関として国土交通省の定める基準を満たした上で、事前に国土交通省による確認を受ける必要があります。
21	3-2	訓練の実施	訓練実施(受講)タイミング	技能証明書の発行について、船員手帳の有効期限(発給期限)に発効すればよいとなっているが、何年前までの訓練が有効となるのか。例では1年前となっている。	今般の船員手帳の有効期間に応じた基本訓練修了証の発給期限の取扱いにおいては、適用開始段階ということも考慮し、初回に限った経過措置として、訓練の修了の時期は明示しておらず、訓練修了から技能証明書の発給までの期間が2~3年経過しているような場合でも、「技能証明書」を発給することは可能ですが、STCW条約においては、生存訓練及び消火訓練については、5年毎の能力証明が必要とされていることから、訓練の修了から能力証明書の発給までの期間が大きく乖離することがないようにしていただくことが望ましいと考えます。
22	3-2	訓練の実施	訓練実施(受講)タイミング	例えば、R4.3月に生存・消火の訓練修了証を受けた後、R4.3.31付で技能証明書を発給した場合、次回の発給はR9.3.30迄に行くと理解していますが、再発給する元となる生存・消火の訓練はR5からR9の間に受けていければよいか。	STCW条約においては、生存訓練及び消火訓練については、5年毎の能力証明が必要とされていることから、今後は、原則として、生存訓練及び消火訓練の修了から1年以内に「能力証明書」を発給することとする方向で運用の見直しを検討しています。
23	3-2	訓練の実施	訓練実施(受講)タイミング	5年毎の能力維持の要件について、以前の資料では「証明書の有効期限の5年間のいつでも実地訓練を受けることが可能」となっていたがそれは、今回改められて、これから検討するということか。	
24	3-3	訓練の実施	講師の要件	3級海技士保持者と同等とは、3級海技士の資格を有しているが海技免状を失効させてしまった者は同等扱いになるのか。	講師の要件である「三級海技士(航海)、三級海技士(機関)若しくはこれより上級の海技資格を有する者」は、海技免状が有効か、失効しているかは問いません(海技免状が失効していても、当該要件は満たしていることとなります。)
25	3-3	訓練の実施	講師の要件	消火訓練の講師の要件である甲種危険物等取扱責任者と同等以上の能力を有すると認められる者とはどのような者が対象になるのか。	海上災害防止センターの行う消防実習を修了している者や海技免許講習の消火講習の講師の資格を有する者が「甲種危険物等取扱責任者と同等以上の能力を有すると認められる者」として認めている例があります。

通し番号	区分	大分類	小分類	質問内容	回答
26	3-3	訓練の実施	講師の要件	訓練を行う際に3級海技士以上の資格を有することが講師の要件になると思うが、講師の要件として、4級海技士取得者が講師になることについて、どういう考えをお持ちか。	講師の要件については、ご指摘・ご要望等も考慮し、実態等も踏まえ、見直しを検討中です。
27	3-3	訓練の実施	講師の要件	応急訓練、安全社会訓練で三級海技士以上の資格者がいれば訓練の講師として認められるとあるが、三級海技士以上の者が不在の場合は外部で受けなければならないということではないか。	講師の要件を満たす者がいない場合は、外部で受講していただくことになります。なお、講師の要件については、ご指摘・ご要望等も考慮し、実態等も踏まえ、見直しを検討中です。
28	3-4	訓練の実施	視聴覚教材での訓練省略	オイルタンカーに乗船しており、DVD講習にて自蔵式呼吸具等の訓練を省略した場合、その後LPGタンカーに乗船する場合は再講習が必要か。	省略した訓練について、LPGタンカーに乗船する前までに修了する必要があります。
29	3-4	訓練の実施	視聴覚教材での訓練省略	生存訓練及び消火訓練の視聴覚教材又は座学での省略により受講しなかった訓練について、これを受講した場合に、その他の訓練を訓練施設で受ける場合は、省略したのとして免除されるのか。それとも、全部受講しなくてはいけないのか。	視聴覚教材等により省略された訓練を追加で受講する場合には、それ以外の訓練を省略することができるか(省略された訓練のみ受講が可能か)という点については、制度上はそのような取扱いも可能です。但し、既に発給した技能証明書の有効期間の全体が、新たに一部のみ受講した訓練によって延長されるものではありません(従来の有効期限が維持されます)ので、ご注意下さい。
30	3-4	訓練の実施	視聴覚教材での訓練省略	訓練を一部省略した場合の受講料はどうなるのか。	受講料は各実地訓練機関が設定しており、各実地訓練機関の判断によります。必要に応じ、ご利用の実地訓練機関にお問い合わせ下さい。
31	3-5	訓練の実施	費用負担	受講費用は一般的にオペレーターかオーナーか。	基本訓練は、船員法及び船員労働安全衛生規則第11条の規定に基づき船舶所有者(オーナー)が実施するものであることから、受講費用は船舶所有者が支払う必要があります。なお、基本訓練の実施に伴う増加費用については、用船料を通じてオペレーターに、運賃を通じて荷主に、転嫁の上、適正負担頂くべきものと考えております。
32	3-5	訓練の実施	費用負担	訓練費用は基本船主負担とのことだが、裸用船で管理会社の船員が配乗されてる場合も船主が負担しなければならないのか。	基本訓練は、船員法及び船員労働安全衛生規則第11条の規定に基づき船舶所有者が実施するものであるところ、裸用船で自社の船員を配乗している船舶管理会社は、船員法上の船舶所有者(=船員を雇用する者)に該当しますので、当該船舶所有者が負担すべきものと考えます。
33	3-5	訓練の実施	費用負担	中途採用者について、証明書の有効期限が切れている者に対し、実地訓練の受講を採用要件とすることは問題があるか。その場合、講習費用は本人負担となると思うが、そのような理解でよいのか。	技能証明書の有効期間が満了している者に対し、実地訓練を受講済みであることを採用の条件とすることは可能ですが、採用の際には講習費用については、本人負担とするのではなく、会社負担とすることが望ましいです。(理由:①本来、実地訓練は船舶所有者が船員に対して行うべきものであること、②実地訓練の技能証明の有効期間は5年間であり、海技免状や運転免許のような低廉な費用で更新できる資格とは異なること、③船員の確保・育成の観点から船員負担は好ましくないものと考えられること。)なお、採用後に船員に対して実施訓練を行う場合には、その講習費用は、会社が負担としなければなりません。

通し番号	区分	大分類	小分類	質問内容	回答
34	3-4	訓練の実施	受講機会の確保	海技教育機構の講師の研修を受講し、会社に講師がいても、訓練自体がプール、消火機器を使用するものであれば、外部の訓練機関で実施せざるを得ないのではないかとと思うが、外部機関の訓練回数で全国受講人数分が足りるのか。	<p>現在、国土交通省において、訓練機関への働きかけ等を行っているところです。受講しやすい環境の整備に努めて参ります。</p> <p>なお、「技能証明書」の発給期限である年度末付近は、実地訓練機関の混雑も予想されますので、早めの予約と訓練の受講をお願い致します。</p>
35	3-4	訓練の実施	受講機会の確保	生存訓練等の講習場所については関東以西にしかないため、費用及び日程的に厳しくなり運航に支障を来すことになる。今後は北海道での講習場所についての具体的な案があるのか。	
36	3-4	訓練の実施	受講機会の確保	現在認定を受けている訓練機関以外の基本訓練実施場所が増えることはないのか。配乗のコントロールが非常に厳しく、会場が増えることで訓練参加対応がやりやすくなる。また、東京より東には訓練施設がなく、東北出身の乗組員の対応に苦慮することが想定される。	
37	3-4	訓練の実施	受講機会の確保	500G/T以下の小型船では予備員も十分ではなく、ドック等の期間中に全員一度で受講が出来る等受講施設の受入キャパも考慮されないと困るが如何か。	
38	3-5	訓練の実施	その他	旅客船の船員は非常時における旅客の避難誘導が優先されるが、STCW基本訓練では、生存訓練と安全社会訓練のどちらに含まれるのか。	
39	4-1	特例的取扱い	海技免状受有者の特例	5年以上前から海技免状を受有している者は③応急訓練と④安全社会訓練は受けたものとみなし、今後は5年ごとに①生存訓練と②消火訓練のみ受講し技能証明書を発給するということによいか。	ご理解のとおりです。
40	4-1	特例的取扱い	海技免状受有者の特例	海技免状を基本訓練修了書とみなすとあるが、基本訓練を受けなくてよいのか。	<p>海技免状を受有している者は、当該海技免状を「基本訓練修了証」とみなすことができます(海技免状の特例)。また、初めて海技免状の交付を受けた者は、当該海技免状の発行日から5年間に限り、当該海技免状を「技能証明書」とみなすことができます(海技免状の初回交付の特例)。このため、応急訓練及び安全社会訓練は受講する必要はなく、生存訓練及び消火訓練については、5年毎の修了が必要となります。</p>
41	4-1	特例的取扱い	海技免状受有者の特例	海技免状を持っている者はSTCWの基本訓練は受講する必要はないのか。	

通し番号	区分	大分類	小分類	質問内容	回答
42	4-1	特例的取扱い	海技免状受有者の特例	現在、海技免状を取得しているものは、基本訓練証明書をみなしで発行となり、免状取得日から5年以内に技能訓練を受講することになるということか。	上記問40の回答と同様になります。
43	4-1	特例的取扱い	海技免状受有者の特例	「海技免状の交付を受けた者の特例」について、海技免状受有者は、海技免状交付後に生存訓練と消火訓練を5年に1回受け続けられよという理解でよいか。	
44	4-1	特例的取扱い	海技免状受有者の特例	基本訓練とは、4つの訓練(生存訓練、消火訓練、応急訓練、安全社会訓練)を指し、海技免状を受有している者は当該海技免状を「基本訓練修了証」と見なすとされ、基本訓練修了証は上記4つの訓練を修了した者に発行されるが、免状を取得して6年以上経過している者の場合は生存訓練、消火訓練の技能は証明されず、本ルールが適用される時に生存訓練及び消火訓練を別途受講する必要があるということか。	ご理解のとおりです。
45	4-1	特例的取扱い	海技免状受有者の特例	海技免許取得者は免許を基本訓練修了書とみなすとのことですが、この場合は全て修了したものとみなし、修了書発行は省略できるのか。	海技免状を受有している者は、当該海技免状を「基本訓練修了証」とみなすことができます(海技免状の特例)。また、初めて海技免状の交付を受けた者は、当該海技免状の発行日から5年間に限り、当該海技免状を「技能証明書」とみなすことができます(海技免状の初回交付の特例)。これにより、「基本訓練修了証」及び「技能証明書」の発給は不要となりますが、「技能証明書」については、5年毎に、生存訓練及び消火訓練を修了し、発給する必要があります。(海技免状の受有者であっても、初めて海技免状を受有してから5年を経過している場合には、生存訓練及び消火訓練を修了させ、「技能証明書」を発給する必要があります。)
46	4-1	特例的取扱い	海技免状受有者の特例	航海当直部員として乗り組むことになるため、基本訓練を受け、その後、5年を経過せずに、海技免許を取得した場合には、海技免許を取得した日から5年間カウントすることになるのか。それとも満了日から5年とするのか。	既に生存訓練及び消火訓練を修了している者が、その修了から5年を経過せずに、初めて海技免状の交付を受けた場合でも、当該海技免状の交付日から5年間、当該海技免状を「技能証明書」とみなすことができます(海技免状の初回交付の特例)。
47	4-1	特例的取扱い	海技免状受有者の特例	能力維持証明(技能証明書)の期限は、海技免状の有効期限にあわせるとの事なので、海技免状の有効期限が後1年の時点で、講習を受けた場合は、海技免状の更新の際に再度受講する必要があるのか。更新された海技免状の有効期限まで有効と考えて良いか。	「技能証明書」の有効期間と海技免状の有効期間は関係ありません。
48	4-1	特例的取扱い	海技免状受有者の特例	海技免状をステップアップし最初に取得した海技免状を処分している場合がある。そのため、最初の免許年月日が不明となります。このような場合、基本訓練修了年月日はどのようにしたらよいか。	「基本訓練修了証」には基本訓練修了年月日を記載する箇所はないため、同修了証に基本訓練修了年月日の記載は必要ございません。他方、「基本訓練修了証」の発給日については、船員手帳の有効期間に応じて設定される「基本訓練修了証等の発給期限」までに「基本訓練修了証」を発給する場合には、実際に同修了証を発給した年月日を記載してください。

通し番号	区分	大分類	小分類	質問内容	回答
49	4-2	特例的取扱い	特定講習の特例	P.25の特例について、水産高等の海技教育機関を卒業し、海技免状を受有していない者も特例の適用を受けるとの理解でよいか。	特定講習の特例については、水産高等の課程が登録免許講習（救命講習及び消火講習）の課程として登録を受けており、当該課程を修了していれば、海技免状を受有していない方でも、当該特例の対象となります。
50	4-2	特例的取扱い	特定講習の特例	「特定の講習を修了した者の特例」P.25中にて、甲種危険の消防講習を修了しているものが消火訓練を「みなす」とありますが、逆の考えで、今後危険物取扱いの更新に関わる承認を、こちらの基本訓練講習とリンクさせることは考えられてますでしょうか？	特定講習の特例は、あくまでも基本訓練に係る特例ですので、基本訓練の修了を甲種危険物取扱等責任者の講習の修了とみなす取扱いはしておりません。甲種危険物取扱等責任者の講習では基本訓練では実施しない内容も多く含まれているため、ご提案のようなリンクは適当ではないと考えております。
51	4-2	特例的取扱い	特定講習の特例	水産高校本科新卒者には当直部員資格があり卒業後すぐ部員定員に入れるが、在学時のカリキュラムより技能証明は発給できるのか。	水産高校の課程が登録免許講習（救命講習及び消火講習）の課程として登録を受けており、当該課程を修了していれば、特定講習の特例の対象となることから、当該課程の修了により「技能証明書」を発給することが可能です。なお、他方で、「基本訓練修了証」の発給のためには、応急訓練及び安全社会訓練を修了する必要があります。
52	5-1	習熟訓練	習熟訓練	習熟訓練については、全ての船員を対象に、船舶所有者が実施することになっているが、講習が出来る者の要件、訓練後の証明書等の発給、有効期限はどの様になっているのか。	習熟訓練については、特段、講師の要件はありません。また、訓練後の証明書の発給も必要ありません。
53	6-1	証書発給	証書発給者	本件に関し出てくる船舶所有者とは、裸用船している場合、どこが証明書の発行主体となるのか。	基本訓練の実施主体となる船舶所有者は、船員法上の船舶所有者（＝船員を雇用する者）となります。このため、裸用船の場合、当該船舶に乗り組む船員を雇用している者が船舶所有者となります。
54	6-2	証書発給	証書発給のタイミング	乗組員の基礎訓練の受講と証書の発行時期について、年度をまたいで発行は可能なのか。例えば配乗や休暇の関係で該年度の前年度に受講させ、該年度に証書を発行することは可能か。	STCW条約においては、個々の生存技術（生存訓練）、防火及び消火（消火訓練）については5年毎の能力証明が必要とされていることから、その趣旨も踏まえ、原則として、生存訓練及び消火訓練の修了日から1年以内に発給することとすることを明示する方向で検討中です。この範囲内であれば、ご質問のような年度をまたいでの発給も可能です。
55	6-2	証書発給	証書発給のタイミング	訓練終了日が証明書発給日になるのか。発給期限日から再度発給することになるのか。	同上。この取扱いにより「技能証明書」の有効期限の1年前までに生存訓練及び消火訓練を修了した者であれば、当該有効期限の翌日を発給日として（更新後の）「技能証明書」を発給することができます。
56	6-3	証書発給	証書のサイズ	基本訓練終了証、技能証明書のサイズについて、弊社では現在、船員手帳へ貼付のため、船員手帳サイズで作成しているところ、サイズがA4となった場合は、全て作成しなおす必要があるのか。	「基本訓練修了証書」及び「技能証明書」については、A4サイズでの発給を想定した様式としておりますが、その記載内容が確認でき、発給者の押印（社印等）が行える大きさであれば、船員手帳に貼り付けられるサイズに縮小することは可能です。

通し番号	区分	大分類	小分類	質問内容	回答
57	6-3	証書発給	証書のサイズ	技能証明書のサイズは、携帯しやすいよう小さくしたいが、問題はありますか。	上記問57の回答と同様になります。
58	6-3	証書発給	証書のサイズ	証明書の様式について、紙の大きさは決まっているのか。	
59	6-3	証書発給	証書のサイズ	外航などでは基本訓練修了証を失くさないために船員手帳のメモ欄に修了証フォーマットのスタンプを押して受講日や必要事項を記入するようにしているところもあるが、それは可能か。また基本訓練実施記録簿の届出は雇入れの際に船側でやっていた記憶があるが、今後は会社が行うのか。	「基本訓練修了証」を船員手帳サイズで作成し、船員手帳と合わせて携帯していただくことは問題ございませんが、当該修了証と船員手帳では有効期間も異なり、また、船員手帳の用途からも、船員手帳にフォーマットスタンプを押して作成することは推奨していません。また、「基本訓練実施記録簿」については、地方運輸局への提出は必要ありません。（一方、「基本訓練修了証等発給記録簿」は、地方運輸局への提出が必要となる場合、同記録簿は、船員の労務管理に関する事務を行う主たる事務所での保管を想定しているものであるため、船舶所有者(会社)から提出することになると考えます。
60	6-4	証書発給	証書の手続き	各年度末に運輸局に証明書等の発行記録簿を届け出るとのことだが、中途採用した者が以前の会社で発行された技能証明書を紛失していた場合、運輸局に問い合わせることでその技能証明書の再発行はできるのか。	中途採用した船員が以前の会社で発給を受けた「技能証明書」を紛失している場合は、実地訓練機関に実地訓練を修了していることを確認できる書類を発行してもらうか、あるいは、「技能証明書」を発給した会社に発給した事実があるかの確認を行った上で、「技能証明書」を発給して下さい。
61	6-4	証書発給	証書の手続き	基本訓練修了証と技能証明書は調理教育修了証のように発給のたびに運輸局に届ける必要はないと考えてよいか。	「基本訓練修了証」及び「技能証明書」については、地方運輸局等への届出の必要はありません。
62	6-4	証書発給	証書の手続き	基本訓練(①生存訓練、②消火訓練)を訓練実施機関で行った場合、訓練実施機関から受講を終了した証明書が発行されるのか。また、発行される場合、船舶所有者が発行する技能証明書だけでなく、実施機関が発行する証明書も併せて地方運輸局へ提出する必要があるのか。	生存訓練及び消火訓練を外部の実地訓練機関で受講した場合、実地訓練機関から各訓練を修了したことを証明する書類(修了証)が交付されます。その後、「基本訓練修了証」及び「技能証明書」を船舶所有者において発給していただくこととなりますが、地方運輸局等への届出の必要はありません(実地訓練機関が交付する修了証の提出も不要です。)
63	7-1	記録簿	記録簿の保管	「基本訓練実施記録簿」は船内で保管すればよいのか。会社で保管するのか。	「基本訓練実施記録簿」は、船舶所有者の船員の労務管理に関する事務を行う主たる事務所に備え置くこととし、随時閲覧できるようにしておくこととしています。なお、紙媒体による保存ではなく、電子的な媒体による保存も可能です。
64	7-2	記録簿	記録簿の提出	基本訓練修了証等交付記録簿、基本訓練実施記録簿の運輸局への提出は、今後、ネットでの提出は可能になるのか。	電子メールや郵送による提出も可能です。
65	7-2	記録簿	記録簿の提出	基本訓練実施記録簿の届出より先に当該船員の雇入れをすることはできるのか。	「基本訓練実施記録簿」については、地方運輸局への提出は不要です。また、同記録簿の作成については、雇入れとは直接の関係はありません。船員の雇入れ後、基本訓練の対象となる役割を船内で割り当てられる前までに、「基本訓練修了証」及び「技能証明書」が発給されていれば結構です。

通し番号	区分	大分類	小分類	質問内容	回答
66	8-1	システム運用マニュアル	システム運用マニュアル	基本訓練修了証等交付記録簿やシステム運用マニュアルは運輸局に提出するとあるが、国土交通省の認可等は必要か。	必要な手続きとしては、いずれも地方運輸局等への届出となります。詳細については、令和4年3月末までを目途に国土交通省ホームページで公表する予定です。
67	8-1	システム運用マニュアル	システム運用マニュアル	資質基準システム運用マニュアルは運輸局の承認を受けなければならないのか。	
68	9-1	基本訓練修了証発給期限	基本訓練修了証発給期限	2024年3月までに航海当直部員の認定をうけている部員、危険物の認定を受けている部員は、どういう扱いになるのか。実技を必要としない基本訓練は必要か。	海技免状の特例、海技免状の初回交付の特例、特定講習の特例の対象となる場合を除き、対象となる船舶に乗り組む場合には、当該船員が受有している船員手帳の有効期間ごとに定められた「基本訓練修了証等の発給期限」までに基本訓練を修了し、基本訓練修了書等の発給を受けることが必要です。
69	9-1	基本訓練修了証発給期限	基本訓練修了証発給期限	海技免状を受有して居る者は、基本訓練を受ける必要はないが、5年を超えない範囲で生存技術に関する訓練を受ける必要があるところ、その訓練は、船員手帳の有効期限に関する表に基づいて行えばよいのか。	ご理解のとおり、船員手帳の有効期限により設定した「基本訓練修了証等の発給期限」に基づいて、生存訓練及び消火訓練を修了させ、技能証明書を発給する必要があります。
70	9-1	基本訓練修了証発給期限	基本訓練修了証発給期限	修了証の発給期限までに発給できなかった場合はどういことになるのか。この修了証は雇入れとかその他の手続に必要なものか。船内備置の必要はあるか。	発給期限までに発給せずに船員に対象となる作業に従事させた場合には、法令違反となります。「基本訓練修了証」及び「能力証明書」は船舶に乗り組む者について必要となるものですので、対象となる船員の船員手帳の有効期間に応じて設定された「基本訓練修了証等の発給期限」までに発給していただけますようお願いいたします。なお、各証明書は、雇入れ契約の成立の届出等の手続きには特段必要はございません。また、「基本訓練修了証」及び「技能証明書」の原本は、船員自身が船員手帳などととも保管(乗船中は船内に保管)していただくことになります。なお、外航船の場合は、外国当局によるポート・ステート・コントロール(PSC)の際に原本の提示を求められることがありますのでご注意ください。
71	9-2	基本訓練修了証発給期限	実地訓練の修了と技能証明書の発給のタイミング(施行当初)	船員手帳の有効期限がまだ5年以上猶予がある方が先に訓練を受け、訓練を受けてから5年以上経過後で技能証明書を発行することができるか。	STCW条約においては、生存訓練及び消火訓練については、5年毎の能力証明が必要とされていることから、実地訓練を修了した日と技能証明書の発給日が何年も離れていることは適当ではないものと考えられます。このため、今後は、原則として、生存訓練及び消火訓練の修了から1年以内に「能力証明書」を発給することとする旨を通達に明記する予定です。他方で、今般の内航船への適用開始段階での船員手帳の有効期間に応じた基本訓練修了証の発給期限の取扱いにおいては、適用開始段階ということも考慮し、経過措置として、訓練の修了の時期は明示していませんが、STCW条約においては、生存訓練及び消火訓練については、5年毎の能力証明が必要とされていることから、訓練の修了から能力証明書を発給までの期間が大きく乖離することがないようにしていただく(期間が空いたとしても2～3年程度とする)ことが望ましいと考えます。

通し番号	区分	大分類	小分類	質問内容	回答
72	9-3	基本訓練 修了証 発給期限	船員手帳 書換え等の 場合の取扱い	「基本訓練修了証等の発給期限」に係る船員手帳の書換えを行った場合の取扱いについて、沿海区域の場合は、注意書き「2022年」を「2024年」と読み替えればよいか。	「基本訓練修了証等の発給期限」について、船員手帳の書換え等を行った場合の取扱いを再整理しました。 船員手帳を保有する者が基準日(2022年3月1日)以降に書換え等を行った場合の取扱いは、次のとおりとなります。なお、基準日以前に書換え等を行っている場合は、書換え等後の船員手帳の有効期間を「基本訓練修了証等の発給期限」に係る船員手帳の有効期間とします。 <近海区域を航行区域とする船舶に乗り組む船員> ①基準日に保有している船員手帳の有効期間の満了日が2022年3月31日以前の船員 ⇒ 書換え後又は再交付後の船員手帳の有効期間 ②基準日に保有している船員手帳の有効期間の満了日が2022年4月1日以降の船員 ⇒ 書換え前又は再交付前の船員手帳の有効期間
73	9-3	基本訓練 修了証 発給期限	船員手帳 書換え等の 場合の取扱い	船員手帳の期限が2022年12月の場合は、いつまでに受講すればよいか。	<沿海区域(限定沿海区域を除く)を航行区域とする船舶に乗り組む船員> ①基準日に保有している船員手帳の有効期間の満了日が2024年3月31日以前の船員 ⇒ 書換え後又は再交付後の船員手帳の有効期間 ②基準日に保有している船員手帳の有効期間の満了日が2024年4月1日以降の船員 ⇒ 書換え前又は再交付前の船員手帳の有効期間
74	9-3	基本訓練 修了証 発給期限	船員手帳 書換え等の 場合の取扱い	2023年3月末に手帳が更新がある場合は3月31日までに発給が必要か。	
75	9-3	基本訓練 修了証 発給期限	船員手帳 書換え等の 場合の取扱い	沿海で船員手帳の有効期限が2024年3月31日までに更新が必要な場合は更新後の2034年3月31日までの対象になると以前の資料で拝見した記憶があるが、認識に間違いはないか。	
76	10-1	助成要望	助成要望	訓練受講料の補助金は出るのか。	訓練受講料に対する補助金はありません。
77	10-1	助成要望	助成要望	訓練費用に係る助成の計画などはあるか。	訓練費用に係る助成の計画はありません。
78	10-1	助成要望	助成要望	船員の数が多いほど会社による負担額(講習費)が大きくなりますが、沖縄のほうでも助成金対象になる講習はないのか。例えば、SECOJ講習	船舶所有者向けの助成金ではありませんが、日本船員雇用促進センター(SECOJ)の技能訓練として、いくつかの都市で基本訓練(生存訓練及び消火訓練)が開催されていますので、同センターにお問い合わせください。
79	11-2	その他	説明会 開催	本日の質疑応答も多岐にわたり、今回と18日の2回の講習会だけでは理解するのが非常に難しい。コロナ禍で難しい時期ですが、各地区で対面式の講習会ならびに質疑応答を実施していただければと思うが、いかがか。	ご要望を踏まえ、対応を検討したいと思います。 なお、過去の説明会などでのご質問について、国土交通省ホームページにQ&Aを掲載していますので、まずはこちらをご一読頂きますようお願いいたします。その上で、ご不明の点がありましたら、個別にお問い合わせ下さい。
80	11-2	その他	説明会 開催	今回の講習会を録画されていますが、議事録の作成、公開は予定されているのか。質疑の内容を文字で再確認したい。	記事録の作成及び公開は予定していませんが、説明会後の運用の見直しの検討結果を反映した最新の説明資料や過去の説明会などでのQ&Aなどの関連資料を国土交通省ホームページにして公開しますので、そちらをご参照下さい。

第2回(2022.2.18) STCW条約基本訓練(内航船向け)に関する説明会での質疑応答(Q&A)

注)制度運用の見直しの検討を行っているものもあるため、回答内容については、更新等する場合がございますので、あらかじめご了承ください。
更新したQ&Aについては、基本訓練のウェブページに掲載します。

通し番号	区分	大分類	小分類	質問内容	回答
1	1-2	総論	訓練実施義務	技能証明書の所持を雇入れ等の条件とするのか。	雇入れ契約の締結の条件とする予定はありません。雇入れ後、技能証明書が必要な職務に就くまでの間に、技能証明書の発給を受けて下さい。
2	1-2	総論	訓練実施義務	罰則は設けるのか。	基本訓練については、STCW条約及び船員法第81条の規定に基づく船員労働安全衛生規則第11条第1項の規定により、船舶所有者が船員に施さなければならない教育ですが、船員法第81条の違反については、既に同法第130条において船舶所有者に対する罰則が設けられています。このため、悪質なケースの場合は、罰則が適用される可能性があります。
3	2-2	基本訓練対象者	対象船員	養成機関学校の新卒生を採用し、4月の定期試験で海技試験合格→免状発行となれば、基本訓練は受けずに「みなし」で各修了証を発給できるが、一回で海技試験に受からない者、更に数回受験失敗する者もいる中で、2ヶ月の乗船履歴を持って「航海当直部員」の認定を受けた後、乗船する場合は技能訓練の受講は必要か。	船舶職員養成施設において免許講習(救命講習及び消火講習)の課程を修了している者であって、同救命講習及び消火講習を修了してから5年を経過していない者であれば、同救命講習及び消火講習を修了について基本訓練の生存訓練及び消火訓練を修了したとみなすことができることから、海技士試験への合否にかかわらず、これにより「能力証明書」の発給が可能です。一方、応急訓練及び安全社会訓練の修了は必要となりますので、両講習を実施した(修了させた)上で、「基本訓練修了証」を発給していただく必要があります。
4	3-1	訓練の実施	訓練の実施	社内インストラクター制度の申請書式等をHPに掲載してほしい。	国土交通省ホームページに掲載しましたので、ご参照下さい。なお、国土交通省海事局の生存訓練又は消火訓練を実施する場合には、訓練の実施前に、国土交通省海事局船員政策課において、訓練の内容、実施する施設、設備、講師等が基準を満たしているかの確認を受ける必要があります。各訓練の実施をお考えの場合には、個別に、国土交通省海事局船員政策課安全衛生係にご相談ください。
5	3-1	訓練の実施	訓練の実施	応急訓練及び安全社会訓練を含む基本訓練について、国土交通省で訓練で使用する分かりやすいテキストを作成する予定はあるか。	応急訓練及び安全社会訓練については、訓練実施基準で示している訓練の内容について、もう少し具体的にどういったことを実施すればよいのかをがわかるよう、レジュメを作成し、国土交通省のホームページに掲載したいと考えています。
6	3-2	訓練の実施	訓練実施(受講)タイミング	船員各自が海技免許の更新時に訓練を必須条件とすれば運用がスムーズだと思いますが、そのようなことは検討されたか。	基本訓練については、海技免許を有する者以外の者(部員)も対象としており、また、船舶に乗り組む予定がない場合(一時的に陸上で勤務している場合等)でも海技免状の更新を行うこともあることから、生存訓練及び消火訓練の修了を海技免状の更新の条件とはしていません。

通し番号	区分	大分類	小分類	質問内容	回答
7	3-3	訓練の実施	講師の要件	応急訓練及び安全社会訓練の講師の要件について、三級海技と同等以上の能力を有すると認められた者に対して、講師としての証明書を発給する必要があるか。発給する場合は、証明書の様式等はあるか。	証明書の発給は必要ありません。
8	3-3	訓練の実施	講師の要件	船舶所有者が自社で基本訓練を実施する場合、講師は自社雇用の者に限られるのか。また、外部の講師に委託する場合は、外部講師が他者の講師と兼任している場合の対応はどうか。	講師は、自社雇用の方に限らず、外部の方へ依頼をすることも可能です。また、外部講師が他社の講師と兼任していても構いません。
9	3-3	訓練の実施	講師の要件	商船高専の教員(船員)は、講師の要件を満たすのか。それともJMETSの研修を受講の必要があるのか。	生存訓練及び消火訓練の講師については、現在海技教育機構(JMETS)が実施している基本訓練の講師研修を必ず受講する必要があるため、商船高専の教員で3級以上の海技免状をお持ちの方であっても、受講が必要です。
10	3-5	訓練の実施	費用負担	訓練受講費が各訓練所ごとで異なっているのは何故か。	各訓練機関での訓練の受講料は、各訓練機関において、実費(人件費、イメージングスーツ、消火器等の機材費、プールや消火訓練実施場所の施設利用費等)等を勘案して設定されているため、各訓練機関で異なるところです。
11	4-1	特例的取扱い	海技免状受有者の特例	免状取得者に対しての基本訓練修了証の発給は必要ないという認識で良いか。	海技免状を有する者については、当該海技免状を「基本訓練修了証」とみなすことができますので、同修了証の発給の必要ありません。
12	4-1	特例的取扱い	海技免状受有者の特例	六級海技士についても免状取得後であれば、他の級の取得者同様に応急訓練、安全社会訓練は「みなし」となるか。	六級海技士の海技免状を有する者も、同免状を「基本訓練修了証」とみなすことができます。このため、応急訓練及び安全社会訓練の実施は不要です。(当該海技免状の特例は、海技資格の等級を問わず適用されます。)
13	4-2	特例的取扱い	特定講習の特例	特定講習の特例について「海技免許を受けるため」でなく生存訓練、消火訓練の代用として免許講習(救命・消火)を受講させた場合、技能証明書は発給できるか。	海技免許を受ける目的以外で免許講習の救命講習又は消火講習を修了した場合(既に海技資格を既に有する者が当該免許講習を受けた場合など)は、当該修了をもって「技能証明書」を発給することはできません(特定講習の特例の対象にはなりません。) 特定講習の特例は、内容に重なる部分がある特定講習と基本訓練の生存訓練と消火訓練を、近い時期に両方受けることの負担を考慮して、そのような場合に限り、特例的な取扱いをするものです。他方で、これらの講習と訓練の内容は、重なる部分もある一方、異なる部分もあることから、特例の対象となるケース以外では、やはり、基本訓練の生存訓練と消火訓練を受けて頂く必要があるものと考えております。
14	5-1	習熟訓練	習熟訓練	習熟訓練については、特に証明書は必要ないと考えて良いか。	習熟訓練については、証明書の発給は必要ありません。

通し番号	区分	大分類	小分類	質問内容	回答
15	6-4	証書発給	証書の 手続き	訓練終了後に技能証明書の発給を受ける場合、訓練施設から発給を受けるのでしょうか？船舶所有者が発給する場合、その方法(どこに、どのような書類を、いつまでに提出するか)。	「技能証明書」については、基本的には船舶所有者において船員に対して発給していただくことになるところ、訓練実施機関の行う訓練を修了した場合には、同機関より、当該訓練を修了したことを証明する書類(修了証)が発給されることとなるため、当該書類をもとに、船舶所有者において「技能証明書」を発給していただくこととなります。技能証明書の様式や発給期限、国への報告については、国土交通省ホームページに掲載しておりますのでご参照下さい。
16	6-4	証書発給	証書の 手続き	技能証明書は訓練機関で貰えるのか。 また、保管場所は船か、会社か。	「技能証明書」の発給については上記のとおりであり、原本は、船員自身が船員手帳などとともに保管(乗船中は船内に保管)していただくこととなります。 また、「技能証明書」については、監査の際に提示を求められる場合がありますので、技能証明書の写しを船員の労務管理に関する事務を行う主たる事務所において保管しておいてください。(紙媒体ではなく、PDFファイルやスキャンデータの形式でパソコンに保存することも可能です。) なお、外航船の場合は、外国当局によるポート・ステート・コントロール(PSC)の際に原本の提示を求められることがありますのでご留意ください。
17	6-4	証書発給	証書の 手続き	基本訓練修了書及び技能証明書の書式(入力可能)がダウンロードできるようにしてもらえるか。	「基本訓練修了証」及び「技能証明書」の様式については、国土交通省のウェブページに電子ファイルを掲載しておりますので、ご参照下さい。
18	6-4	証書発給	証書の 手続き	危険物取扱責任者のように技能証明書は運輸局からの届出印などは必要ないか。	「基本訓練修了証」及び「技能証明書」については、地方運輸局への届出や同局での証印等は必要ありません。
19	6-4	証書発給	証書の 手続き	これまで(令和2年の通達発出より前)に基本訓練を実施し、「技能証明書」を発給している場合には、当該「技能証明書」については発給日から5年間有効という理解でよいか。	基本的には、船員手帳の有効期間に応じて設定した「基本訓練修了証等の発給期限」までに、生存訓練及び消火訓練を含む基本訓練を修了していただく必要がありますが、今回の内航船へのSTCW条約に基づく基本訓練の適用開始前(令和2年4月12日以前)に、実地による生存訓練及び消火訓練を実際に実施し、その上で「技能証明書」を発給している場合には、当該「技能証明書」は、発給日から5年間有効となります。
20	9-1	基本訓練 修了証 発給期限	基本訓練 修了証 発給期限	「基本訓練修了証等の発給期限」について、基準日(2022.4.1)の手帳の有効期限が2022年5月で、書換前の手帳の有効期限が2012年3月だった場合、「発給期限」はいつになるのか。	基準日(2022年3月1日)に保有している船員手帳の有効期間の満了日が2022年5月の者は、近海区域を航行区域とする船舶に乗り組む船員の場合は2023年3月31日まで、沿海区域(限定沿海区域を除く)を航行区域とする船舶に乗り組む船員の場合は書換後の有効期間の満了日が「基本訓練修了証等の発給期限」となります。
21	10-1	助成要望	助成要望	訓練費は基本船舶所有者持ちだと聞きましたが補償等はないか。	船舶所有者に対する基本訓練の受講料に係る補助金はありません。

通し 番号	区分	大分類	小分類	質問内容	回答
22	11-1	その他	その他	地方海事事務所でも質問対応はしてもらえるか。	地方海事事務所を通じての問合せも可能です。